

## 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度について

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が、平成29年4月26日に一部改正されました。この改正により「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」が創設され、これを登録する制度が平成29年10月25日から始まり、登録審査業務を行っています。なお、平成30年10月3日からは登録手数料を廃止しています。

住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者など住宅の確保に特に配慮を要する方々をいい、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者のうち、入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の範囲を定め、登録する住宅をいいます。

### ◆既存登録物件

登録番号	建物名称	建物所在地	戸数
姫路第1号	ANGELO土山	土山六丁目12-22	3戸
姫路第2号	ヌーベルバーグ イヌイ	中地南町109	1戸
姫路第3号	グランドコーポ青山I	青山西五丁目7-12	1戸
合 計			5戸

### ◆新規認定物件

登録番号	建物名称	建物所在地	戸数
姫路第4号	ビレッジハウス城東01	城東町毘沙門31	20戸
姫路第5号	ビレッジハウス城東02	城東町毘沙門31	20戸
姫路第6号	ビレッジハウス城東03	城東町毘沙門31	20戸
姫路第7号	ビレッジハウス城東04	城東町毘沙門31	40戸
姫路第8号	ビレッジハウス今在家01	飾磨区今在家2-37	40戸
姫路第9号	ビレッジハウス今在家02	飾磨区今在家2-37	40戸
合 計			180戸

### ※参考

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の戸数 0戸

⇒「姫路市子育て世帯家賃低廉化補助金」の交付対象となる住宅（補助対象住宅）は、住宅確保要配慮者のための専用賃貸住宅であるため、補助金の利用件数は0件です。

## 【用語解説】

### ○セーフティネット住宅

新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅。

### ○セーフティネット住宅（専用住宅）

セーフティネット住宅のうち、住宅確保要配慮者のみが入居できる住宅として登録された住宅。

セーフティネット住宅（専用住宅）は、登録住宅の改修費への補助や家賃・家賃債務保証料の低廉化補助があります。

#### ① 改修費補助について

セーフティネット住宅（専用住宅）として登録された住宅のうち、10年以上住宅確保要配慮者に限定する専用住宅として管理するなどの一定の条件を満たす場合には、国による改修費補助を受けることができます。

#### ② 家賃低廉化補助について ※姫路市子育て世帯家賃低廉化補助金

姫路市に事業登録しているセーフティネット住宅（専用住宅）の賃貸人が、当該セーフティネット住宅（専用住宅）に入居する低額所得の子育て世帯の負担を軽減するために行う家賃の低廉化に要した経費の一部について補助金を交付します。

（補助対象住宅）

- ・セーフティネット住宅（専用住宅）としての管理を開始してから10年以内のもの
- ・家賃の額が、近傍同種（補助対象住宅の近隣に存する規模、構造、設備及び竣工時期が同程度のもの）の家賃の額と均衡を失しない基準のもの

（補助金の額）

家賃低廉化に要した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）に補助金の交付の対象となる月数を乗じて得た額。ただし、1住戸につき1月あたり20,000円を限度とします。※期間は3年間